平成２８年（再イ）第２５６号

新潟県上越市春日新田１―22―26　ハイツベアパーク202、申立時の住所　横浜市港北区箕輪町２丁目18番９―103号

再生債務者　菅原　　淳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月１日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２６８号

横浜市西区平沼１丁目29番17―302号

再生債務者　大庭　悠佑

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月１日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第３５号

熊本市中央区国府本町５番55―３号

再生債務者　竹田健太郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月１日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（再イ）第３号

長野県伊那市上牧6447番地３　水神橋団地111号

再生債務者　手塚　隆信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年１月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月１日　長野地方裁判所伊那支部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年１月24日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、平成26年経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成29年２月14日

岐阜県岐阜市東鶉１丁目３番地の２

岐阜県石油業厚生年金基金

代表清算人　髙橋　國夫

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年１月24日をもって清算結了の承認を受けたので、平成26年経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

1．代表清算人　髙橋　國夫

2．住所　岐阜県岐阜市東鶉１丁目３番地の２

平成29年２月14日

岐阜県石油業厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年２月１日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成29年２月14日

福岡県福岡市博多区博多駅東３丁目14番18号

福岡県建設業厚生年金基金

代表清算人　山本慎一郎

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年２月１日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　山本慎一郎

2．住所　福岡県福岡市博多区博多駅東３丁目14番18号

平成29年２月14日

福岡県建設業厚生年金基金

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成29年２月14日　　三重県教育委員会

1　取上げた免許状

氏名及び本籍地　佐々木　裕　愛知県

①　免許状の種類　小学校教諭一種免許状
　　免許状の番号　平１小一種第267号
　　授与年月日　平成２年３月26日
　　授与権者　三重県教育委員会

②　免許状の種類　中学校教諭一種免許状
　　教科　社会
　　免許状の番号　平１中一種第465号
　　授与年月日　平成２年３月26日
　　授与権者　三重県教育委員会

③　免許状の種類　高等学校教諭一種免許状
　　教科　社会
　　免許状の番号　平１高一種第553号
　　授与年月日　平成２年３月26日
　　授与権者　三重県教育委員会

2　取上げ年月日　平成29年１月27日

3　取上げの事由

教育職員免許法第11条第３項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳代から70歳代、身長163センチメートルくらい、体格やせ型、男性

上記の者は、平成28年８月28日午前9時40分頃、辰巳運河にて水死体の状態で発見された。

死亡日は、平成28年８月28日頃。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

平成29年２月14日

東京都　　江東区長　山﨑　孝明

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項並びに第99条第２項の規定による陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の熊谷雄二に対する仮換地指定通知は、通知書を送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

なお、「図面」は、省略し、岩手県陸前高田市高田町字寒風25番１にある掲示場に掲示する。

平成29年２月14日

陸前高田都市計画
高田地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　陸前高田市
代表者　陸前高田市長　戸羽　　太

1　通知書の送付を受けるべき者

住所　静岡県静岡市清水区石川本町２番８号　マーベラス12　102号

氏名　熊谷　雄二

2　通知の内容

陸高市街第102号　平成28年７月15日

(1)　従前の宅地
　町字　高田町字裏田
　地番　33―７
　地目　宅地
　登記地積　165.21㎡
　（基準地積　165.21㎡）

(2)　仮換地
　街区番号　ＫＤ18　画地番号　1
　地積　118㎡

(3)　位置　図面のとおり。

(4)　仮換地の指定の効力発生の日
　平成28年８月10日